資料３

ガイドライン改定素案「１　改定の趣旨」に係る検討部会修正案について

第１回改定検討懇談会において、各委員からガイドラインの策定目的等に関する意見が寄せられたことを踏まえ、以下のとおりガイドライン（素案）該当箇所の記載内容を修正する。

１　検討部会修正案

（１）ガイドライン改定素案１ページ：「１　改定の趣旨」

１　改定の趣旨

○ 区は、平成16年度に初めて区立高井戸保育園を民営化（公設民営（指定管理者）化）しました。そして、平成17年度に庁内検討組織である「行財政改革推進本部」（以下「行革本部」という。）のもとに設置した「保育のあり方検討部会」の報告に基づき、平成31年４月までに10園の民営化（６園を公設民営（指定管理者）化、４園を民設民営化）に取り組んできました。

○ その後、平成29年度に行革本部のもとに設置した「保育のあり方検討部会」の報告に基づき、令和２年度から６年度までの５年間で区立（公設公営）保育園６園を民営化（民設民営化）することとし、令和３年度までの取組を計画化したところです（本ガイドライン３ページ「【区立保育園の民営化等の取組】」参照）。

○ こうした中、平成29年３月には、事業者の公募・選定から、選定後の引継ぎ、及び民営化後の区の支援に至るまでの一連の進め方等を示した「区立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐためのガイドライン」（以下、「旧ガイドライン」という。）を策定し、保護者の疑問・不安解消と円滑な民営化の実施に努めてきました。

○ このたび、これまでの民営化の取組や旧ガイドラインの内容等に関する、保護者や学識経験者の意見・助言を踏まえてガイドラインを改定しました。
今後の民営化に当たっては、本ガイドラインに基づく一連の取組を確実に行うことを通して、より良い事業者の参入を促すとともに、区立保育園が培ってきた保育の継承・発展を図り、保護者の理解と協力を得ていきます。

【ガイドライン改定の趣旨（概要)】

◆ これまでの民営化の取組や内容等に関する保護者や学識経験者の意見・助言を踏まえ、平成29年３月に策定した旧ガイドラインを改定し、より良い事業者の参入を促すとともに、区立保育園が培ってきた保育の継承・発展を図り、保護者の理解と協力を得ていきます。

※　　　…ガイドライン（素案）からの修正箇所

裏面あり

（２）ガイドライン改定素案３ページ：「２　民営化の必要性と基本姿勢」

【区立保育園の民営化等の取組】

民営化の年度	園名	民営化の手法
平成16年度	高井戸保育園	公設民営（指定管理者）化（※１）

＜平成17年度「保育のあり方検討部会」の報告に基づく取組（10園）＞

平成18年度	高円寺北保育園	公設民営（指定管理者）化
	荻窪北保育園	公設民営（指定管理者）化
平成21年度	高円寺南保育園	公設民営（指定管理者）化
平成26年度	堀ノ内東保育園	公設民営（指定管理者）化
平成28年度	下高井戸保育園	公設民営（指定管理者）化
	西田保育園	・民設民営化（近隣私立認可保育所）（※２） ・令和元年度末までに段階的廃止予定
平成29年度	上高井戸保育園	平成25年度休園（７月～） ⇒平成29年度公設民営（指定管理者）化
	馬橋保育園	平成29年度委託⇒平成30年度民設民営化
平成30年度	上井草保育園	平成30年度委託（４月～）、民設民営化（７月～）
令和元年度	杉並保育園	民設民営化

＜平成29年度「保育のあり方検討部会」の報告に基づく取組（６園）＞

令和２年度	井荻保育園	民設民営化予定
	中瀬保育園	民設民営化予定

（以降は平成30年度に行革本部において決定した民営化年度・対象園（今後、計画化予定））

令和４年度	荻窪保育園	民設民営化予定
令和５年度	大宮保育園	民設民営化予定
	天沼保育園	民設民営化予定
令和６年度	永福北保育園	民設民営化予定

※１　保育所の設置主体は区のまま、運営主体を民間事業者に転換するものです。
※２　保育所の設置（届出）及び運営主体とも民間事業者に転換するものです。
（本ガイドライン17ページ「ア　区立（公設公営・公設民営(指定管理者)）保育園と私立（民設民営）保育園の違い」を参照。）

＜指定管理者制度を導入している区立保育園の私立保育園への転換の取組＞

民営化の年度	園名	民営化の手法
令和３年度	下高井戸保育園	民設民営化予定